

令和4年度第8回

南国市農業委員会議事録

令和4年11月8日（火）

令和4年度第8回農業委員会議事録

日 時 令和4年11月8日（火） 午後1時30分～午後3時30分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）使用貸借の合意解約通知の件

（4）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

（5）非農地証明願いの件

協議事項 ○ 違反転用の是正について

出席者（農業委員 17名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2番 池 正人	3番 田岡 崇	4番 山本 桂	5番 今井 まち
6番 北村 一弘	10番 武市 忠雄	11番 末政 隆一	12番 平田 修三
13番 濱田 好典	15番 濱田 章孝	16番 垣内 育男	17番 松岡 清
18番 森尾 晴代	19番 植野 永子		

欠席者（農業委員 1名）

14番 鈴木 郁馬

出席者（農地利用最適化推進委員 16名）

1番 西本 良平	2番 岩原 英幸	5番 金田 善充	4番 笥 和幸
6番 門田 理博	7番 利岡 邦彦	8番 西岡 祐三	9番 山本 修平
10番 北原 章吾	11番 山北 泰司	12番 杉本 和繁	13番 武内 俊暁
14番 浜田 勉	15番 岡田 廣志	16番 橋詰 昌明	17番 井上 丈夫

欠席者（農地利用最適化推進委員 1名）

3番 門田 俊一

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

16番 垣内 育男	17番 松岡 清
-----------	----------

会長	ただいまから第8回定例総会を始めます。本日の欠席届が出ております。農業委員の14番鈴木委員さん、推進委員の3番門田委員さんです。本日の議事録署名人ですが、16番の垣内委員と17番の松岡委員、よろしくお願いいたします。今月の現地確認ですが、11月16日13時に事務所に集合していただきたいと思います。12番の平田委員、13番の濱田好典委員お願いします。推進委員で12番の杉本委員お願いします。本日の議題ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件について審議を始めたいと思います。ご審議をお願いします。それではまず初めに順番が前後しますが、局長の方から違反転用の是正について報告がございますのでお願いします。 ----- 協議事項 ○違反転用の是正について -----
会長	それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。令和4年11月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数5件、申請受理面積、田 2,102.55 m²、畑 267 m²、計 2369.55 m²。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。 受付番号32号です。譲受人は85歳。申請地は、岡豊町八幡の畑 267 m²、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、条件不利地の土地を除き全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地は、譲受人の所有地に囲まれており、また取得後はブドウを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。32号については以上です。 受付番号33号です。譲受人は74歳。申請地は、前浜の田、274 m²、売買による所有権移転で、借入地を取得するというものです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴35年です。農作業には本人と夫が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地は70年以上前から譲受人世帯が耕作しており、取得後もこれまでと同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。33号については以上です。

	受付番号３４号と３５号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は６０歳。申請地は、元町の市街化田で、３４号が４筆で計８８７㎡、３５号が１８５㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は２９年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は５,０００㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は３４号についてはこれまで同様に水稻を作り、３５号については栗を植えて、地域の防除基準に従い営農するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。 受付番号３６号です。譲受人は３３歳。申請地は、国分の田４筆で計７５６.５５㎡、売買による所有権移転で、譲受人は申請地の隣に家を建設中で、耕作に便利であるため、取得するものです。譲受人の経営農地は山林化した土地を除きすべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は１０年です。農作業には本人と父母と兄と祖父が従事しています。譲受人の経営面積は、５,０００㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に畑として野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。３６号については以上です。なお、３２号から３６号まで、現地確認時に担当委員からは、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上審議よろしくをお願いします。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第２号、農地法第５条権利移動許可申請について、農地法第５条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第５条第３項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和４年１１月８日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数２件。申請受理面積、田３６６㎡、畑０㎡、計３６６㎡。まず初めに、受付番号５５号は田岡が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限により、田岡委員、退室をお願いします。 (３番 田岡委員 退室) 事務局をお願いします。 受付番号５５号です。議案書は６ページ、別紙は４ページです。申請地は岡豊町蒲原の田６２㎡、賃借権の設定により既存の資材置場の拡張転用です。申請地の選定理由は、従前よ
--	---

会長

穂積主事

り申請地北側にある土地を賃貸人より借り受け資材置場として利用していたとのことですが、手狭であるため当該資材置き場に隣接する申請地を選定したとのこと。農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当するため、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙5ページです。こちらの図面の南側のエリアが転用の部分となっております。嵩上げ等せず、そのままの状態です。資材置場として、砕石と砂を設置する計画です。進入は北側の既存資材置場から、排水については、汚水は発生せず、雨水は自然浸透させる計画という理由で申請が出ております。周辺農地所有者からの同意についてですが、全ての所有者から同意を貰えなかったとのこと。被害防除計画書の提出がありますので説明をさせていただきます。まず、当日配布資料の2ページと3ページをご覧ください。2ページが現地の航空写真、申請地はこの赤枠です。3ページが申請地の公図で、申請地周辺の地番、地目、土地所有者が記載されております。公図の方を見ていただいたら分かりやすいかと思います。マーカーを引いてありますが、隣接農地の所有者は5名おりますので、そのうちの4名から同意が貰えていないということです。被害防除計画書の提出がございます。まず、申請地東の●●の筆からは同意書を頂いております。次に、申請地北の●●の●●さん、こちらについては同意書を貰うことができず、被害防除計画書の提出がありますので4ページをお願いします。それぞれの地権者ごとに被害防除計画書をいただいております。こちらの10番をご覧ください。(1)の隣接農地所有者の主張についてです。申請地所有者の方から●●の妻に事業計画の説明を行ったところ、息子の意見を聞きたいということで断られたそうです。その後返事がなく承諾を得るに至っていないそうです。その下の(2)の隣接農地所有者の主張に対する見解です。返事は貰えていないが、少なくとも営農に影響があることを理由に反対されているものではないことから、転用に問題が生じることは少ないと考える、という意見で記載がされております。そしてその下の(3)隣接農地への被害防除計画として、敷地境界線から50cm離して砕石、砂を配置、積み上げ高さや勾配も形状的に安定するようにすることで砕石及び砂の流出を防止する、ということです。日照については冬至の朝と夕方にわずかな時間農地に日影がかかるが、主に営農の行われる春秋分時点では日影がかからず、夏至のころにはそもそも日影が発生しない、ということです。排水についてはこれまで同様自然浸透させるため影響はない。大雨時のオーバーフローの可能性は否定できないが、それはこれまでも同様であり、これまでオーバーフローについて苦情を受けたことや何ら対応を求められたことはない、とのこと。最後に(4)で万が一何らかの被害があった場合は下記の通り転用者が責任を持って解決する、ということで被害防除計画書の方が出ております。これが●●の●●の被害防除計画書になります。では3ページの公図に戻ってください。次は申請地西の●●の●●さん。こちらについても同意を得ることができず被害防除計画書の提出がありますので、5ページを

お願いします。10番をご覧ください。同意を貰いに行ったところ、碎石、砂を置く程度のことなら特段押印するまでもないだろうとのことで、断られたそうです。それについての見解で、押印するまでもないとのことで事業計画に反対しているわけではないことから、転用により問題が乗じることはないと考える、とのことです。(3)(4)については、先ほどと同じ内容ですので割愛させていただきます。3ページの公図に戻っていただいて、申請地南西の●●番及び●●番の●●さん。こちらについても同意を得ることができず被害防除計画書の提出がありますので、6ページをお願いします。(1)ですが、所有人に事業の説明をしたが、夫の意見を聞きたいとのことで返事が保留となっており、以降承諾に至っていないとのことです。見解としては、返事が貰えていないが少なくとも営農に理由があるということから反対されていないことから転用により問題が生じることはない、ということで記載がされております。(3)(4)については同じ内容です。3ページの公図に戻っていただいて、申請地南東の●●及び●●番の●●さん。この方は既に亡くなられており、未相続地となっております。この方の相続人に話をされたそうで、被害防除計画書の提出がありますので、7ページをお願いします。相続人に話をしたところ、こちらの土地は未相続地であり、多数いる相続人で意見をまとめることが困難であるため断られたとのことです。見解としては、同じ内容ですが少なくとも営農に影響があることを理由で反対されているわけではないことから、転用による問題が生じることはないと考える、という理由で提出がございます。こちらの被害防除計画書の提出があった後に、事務局より同意書の提出の無い方たちに電話や訪問などを行い意見を伺うことができました。●●番と●●番の所有者の●●さん以外の3名と連絡を取ることができまして、話を伺ったところ、申請人から確かに被害防除計画の通りの話があったそうですが、この蒲原のあたりは過去に洪水で浸水のあった地域ということから、災害があったときに自分の農地に砂や砂利が入ってくるのではないかとということに危惧して、いまだ返事に至っていない、という内容を事務局の方確認しております。プロジェクターに映しますので、隣地の農地の状況を皆様に見ていただけたらと思います。この農地が●●ですね。ここが既存の資材置場、ここが●●、こちらが●●、こちらが●●さん。そしてこちらが同意をいただいている●●、申請地はこのような状況です。最後に、他法令については、1000㎡未満の転用であるため、都市整備課での手続きも不要であることを確認済みです。今回の申請では、隣地同意の提出が全てが提出されていませんので、被害防除計画書について、実際に被害があるかどうかを審議する必要がありますので、ご審議のほどお願いします。

会長

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

今井委員

洪水により、というのは多分98豪雨の時にこの辺べったり池ばあなっちょったけど、やっぱりそのことを危惧しちゅうがやないかなと思います。そこのところ言う意見は分か

	りますね。かなり上げるとか壁とかしなかったら、また今度来る可能性を危惧しゅうがやと思う。
穂積主事	写真が分かりやすいと思うがですけど、ここが既存の資材置場で、申請地が一段低くなっております、ご意見の要因かなと思いますね。
会長	他にご意見ございませんか？
池委員	反対されてる人の理由が砂利を置いたりとか砂を置いたりすることによって、浸かったときに流れていって迷惑をかけられたら困るからという理由なんですよ。
穂積主事	そうですね。私が聞いたところそういったこともおっしゃっていました。
池委員	98豪雨の時はどうふうな状態やったのかってことを考えたときに、実際その田んぼにあったものが隣の方に動いたりするくらいの流量があったりして、ただ入ってきてざっと笠が上がるくらいやったらそんなにはいくとは思わんですがですけど。
垣内委員	98の時は3mばあ浸かりましたからね。
池委員	浸かっちゅうがはかまんがですよ。それで浸かった状態でどうなるかよ。
垣内委員	田が分からんばあなっちゃったき。
池委員	いやいや、それで水が引いたときに砂利が自分のところからどうなるかということよ。そう言うふうな状態が僕らは今わからんきよね。そういった状態になったことがあるのであれば砂利を盛っちゃったやつが隣の方に入ったりとかがあったりするんで困るっていうがやったら分かるけど、そのときにただ浮いてきたものがぼちゃんとウチの田んぼに落ちちゃったぐらいのことやったらよね、どうかなと思うけど。
高芝副会長	基本的にここは流れ込むがよえ。排水不能やき水が溜まりやすいがよ。石が外へ出るらあ言うことはないがよ。どうしてもそれがいかん言うたら上にアスファルト駆けたらいい。ほんなら一切流れんぞ。
会長	水路はどこにある？
高芝副会長	水路は細い水路でどこにあるやらわからん。
穂積主事	先ほどお配りした公図の方に青線が写っています。南北に水路があるにはあります。
垣内委員	98以外で浸かったことはないと思う。
会長	国分川より低いこれ？
垣内委員	低い。
高芝副会長	道路から言うたら一段落ちちゅう。
会長	他にご意見ございませんか？
北原推進委員	はい。5ページの地図なんですけど砂と碎石がかなり隣の筆にひつついちゅうけど、これ50cmしか空けんの？
穂積主事	5ページの図面のところですか？

北原推進委員	そう。境界から50cmしか空けんの？これ普通重機とかで運んでくると思うけどこれやと必ず水路にこぼれます。もうちょっと引くとかこぼれんように策をするとかが必要だと思います。雨とかもそうやけど普段でもこぼれると思う。
穂積主事	50cm引くだけでは、例えば砂が水路とかにこぼれる被害が考えられると？
北原推進委員	そう。多分重機を使ってそこから運ぶと思うがやけどそのときにこぼれる。
穂積主事	もう少し水路なり農地と距離を取るべきだと？
北原推進委員	そう。
穂積主事	はい。ありがとうございます。
会長	他に？
濱田好典委員	5人のうち4人の同意書が貰えんというのはかつてないわね？普通やったら5人のうち4人貰えるくらいよね。それとこれオーバーフローせずに地下浸透やいうけど現在の所有者の土地ですわね？今の状態ね？この人はそれでかまん言うがかね？その人はそれでかまん言うがかね？川に水路に入らあねえ。今回嵩上げはせんわねえ？せんゆうてもオーバーフローすると思う。だから大切なのは土木委員からの排水の同意よ。
穂積主事	濱田委員から話があった件について補足させていただきます。現地確認の後にオーバーフロー分の同意について土木委員さんの方にもらいに行かれたそうなのですが、そこでの返事が、隣地の同意4名貰っていないところに土木委員として同意はできないという話があったそうです。それで、同意が貰えていないと連絡が入っております。
濱田委員	貰えんやったら貰えん理由の理由書なりは貰うちゅう？
穂積主事	提出はないです。
濱田委員	それを貰うちよって。それと被害防除計画にある転用行為者は誰で？
穂積主事	転用者というのは事業を行う側になりますので●●になります。
濱田委員	この人がやる言うけど、会社が潰れたらどうなる？潰れた場合この土地がそのまま残るわねえ。そしたらなんか問題が起こった場合、誰っちゃあいかななるわね。だからここは所有者にも貰って。
穂積主事	そうしましたら出た意見としましては、被害防除計画書について地主からも頂く、排水同意について貰えない理由書を出してもらう、それと隣の農地との距離が0.5mとなっておりますので、もう少し被害がないような計画にしてもらわないようによろしいでしょうか？
会長	はい。そうしたら先ほど出ました意見を条件として許可相当という意見を高知県知事に送付してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。

穂積主事	(3番 田岡委員 入室) 事務局、残りをお願いします。 54号です。別紙位置図は2ページです。申請地は上野田の田 148 m²、使用貸借権の設定により個人住宅です。借人は貸人の娘婿です。子が生まれ現住居が手狭になったことと、近くに住む家族との相互扶助の為申請地を選定したとのことです。農地区分は10haを超える集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用のできない農地ですが、不許可の例外である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当するため立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙3ページです。配置は図のとおりで70センチ盛土をし、コンクリート舗装及び砂利敷きをします。進入は北側市道から。排水計画については、雨水は申請地東側にある側溝に排水、汚水は浄化槽を經由し東側にある側溝に排水する計画で、市の排水同意を取得済み、地元総代より排水に差し支えない旨の意見書の提出があります。周辺農地については、周辺農地から同意書をすべて取得、その他農地への被害はないものと判断しています。他法令については、開発許可の手続き中で許可見込みがあることを確認しています。54号は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第4号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和4年11月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。まず初めに受付番号203号と204号は中村副会長の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により中村副会長退室をお願いします。 (中村副会長 退室)
藤田次長	事務局説明をお願いします。 議案第3号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。10ページの203号と204号です。借人は65歳。申請地は、前浜の田で、それぞれ3年の賃借権を設定して、水稻を作るといふものです。賃料は、203号は10aあたり米15kgを物納し、204号は、5筆で米480kg相当の金額を現金で支払うといふものです。審議よろしくをお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。

	(質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (中村副会長 入室) 次に受付番号２１２号は池委員の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により池委員退室をお願いします。 (２番 池委員 退室) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	１３ページの２１２号です。借人は５８歳。申請地は、前浜の田で、１０年の賃借権を
	設定して、水稻を作るというものです。賃料は、総額 5,000 円を口座振込するというもの
	です。審議よろしくをお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件ついて、ご質問、ご意見はございませんか。
	(質問・意見なし)
	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
	はい。そのように取扱いをいたします。
	(池委員 入室)
	次に受付番号２１３号から２１８号は武市委員の案件ですので先に審議を行います。議
	事参与の制限により武市委員退室をお願いします。
	(１０番 武市委員 退室)
	事務局説明をお願いします。
藤田次長	１３ページの２１３号から２１８号までを説明します。借人は農地所有適格法人で、いず
	れも水稻を作るというものです。２１３号の申請地は、大堀の田で、１０年の賃借権を設
	定します。賃料は、米６０kgを物納するというものです。２１４号と２１５号の申請地
	は、大堀の田で、それぞれ６年賃借権を設定します。賃料は、１０aあたり米６０kg相当
	の金額を現金で支払うというものです。２１６号の申請地は、上野田の田で、６年の賃借
	権を更新します。賃料は、１０aあたり米６０kg相当の金額を現金で支払うというもので
	す。２１７号の申請地は、篠原の田で、６年の賃借権を更新します。賃料は１０aあたり
	米６０kg相当の金額を現金で支払うというものです。２１８号の申請地は、大堀の田で、
	３年の賃借権を更新します。賃料は、１０aあたり米６０kgを物納するというものです。
	以上審議よろしくをお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件ついて、ご質問、ご意見はございませんか。

	(質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (10番 武市委員 入室) 次に受付番号223号と223は私の案件ですので先に審議を行います。高芝副会長司会をお願いします。 (会長 退室)
高芝副会長 藤田次長	受付番号222号と223号、事務局説明をお願いします。 16ページの222号と223号を説明します。借人は75歳。申請地は、大埴の田で、3年と5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、222号は10aあたり10,000円を口座振込し、223号は米60kg相当の金額を現金で支払うというものです。以上審議よろしくをお願いします。
高芝副会長	事務局より説明がございました。この件ついて、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (会長 入室)
会長	次に受付番号226号は濱田好典委員の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により濱田好典委員退室をお願いします。 (13番 濱田好典委員 退室)
藤田次長	事務局説明をお願いします。 18ページの226号です。借人は62歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を口座振込するというものです。審議よろしくをお願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件ついて、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (13番 濱田好典委員 入室) では、残りをお願いします。

藤田次長	8ページの199号です。こちらは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。資料は11ページです。申請地は、陣山の田で、3年の使用貸借権を更新するものです 9ページの200号です。こちらは、農業公社の農地売買等事業による所有権移転になります。申請地は、片山の田、1,084㎡、農業公社が買い受けた後、担い手に売り渡しされる予定です。売買価格につきましては、議案書のとおりです 201号です。申請地は、植田の田、3筆で計5,609㎡、農業公社の農地売買等事業による所有権移転で、農業公社から担い手に売り渡しされるものです。譲受人は32歳。主たる経営作物は施設野菜で、規模を拡大するというものです。価格については、議案書のとおりです。 202号です。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、田村の田で、3年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、米30kgを物納するというものです。 205号です。借人は50歳。申請地は、岡豊町吉田の田で、5年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米30kgを物納するというものです。 206号です。借人は28歳。申請地は、大桶の田で、7年の賃借権を設定して、ナスを作るというものです。賃料は、総額8,000円を現金で支払うというものです。 207号です。借人は67歳。申請地は、浜改田の田で、1年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納と現金で支払うというものです。 208号です。借人は40歳。申請地は、前浜の田で、1年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、2筆で米75kgを物納するというものです。 次に209号から211号までは借人が同じためまとめて説明します。借人は39歳。申請地は、小籠の田で、2年の賃借権を設定して、水稻とオクラを作るというものです。耕作計画書によると、申請地は親族の土地で、高齢で今後の管理をしていくことになり、親戚や友人の指導を受けながら耕作するということです。賃料は、10aあたり5,000円を現金で支払うものです。 219号から221号までは借人が同じためまとめて説明します。借人は67歳。申請地は、前浜と里改田の田で、3年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料については、219号は、10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払い、220号と221号は10aあたり米60kgを物納するというものです。 次に17ページの225号です。借人は67歳。申請地は、植田の田で、5年の賃借権
-------------	---

を更新して、水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するといふものです。

18ページの227号です。借人は51歳。申請地は、三島の田で、5年の賃借権を更新して、青ネギを作るといふものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うといふものです。

228号です。借人は45歳。申請地は、片山の田で、1年の賃借権を更新して、水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うといふものです。

229号です。借人は44歳。申請地は、立田の田で、20年の賃借権を更新して、水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納と現金で支払うといふものです。

230号です。借人は62歳。申請地は、包末の田で、10年の賃借権を更新して、水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するといふものです。

次の231号と232号は借人が同じためまとめて説明します。借人は60歳。申請地は、岡豊町定林寺の田畑で、5年の使用賃借権を設定してニンジンを作るといふものです。

233号です。借人は60歳。申請地は、久枝の田畑で3年の使用賃借権を更新して、芋と水稻を作るといふものです。以上199号から233号まで、審議よろしくお願ひします。

事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終わります。議案外はお目通しください。

(午後3時30分終了)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和5年4月7日

会

長

市 長 市 長 市 長

議事録署名委員

垣内 育男

議事録署名委員

松岡 清